平成２７年（フ）第２８５号
愛知県一宮市枡杁町３丁目10番地　アーバンハイツ307号
債務者　平松　大典
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田宮　　均
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月19日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３３３号
岐阜県羽島郡岐南町上印食２丁目30番地（第二岐南ビル　４Ｂ号室）、前住所岐阜県羽島郡岐南町伏屋８丁目92番地の５
債務者　伏屋　公孝
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市橋　優一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第６４号
北海道岩見沢市美園２条３丁目１番１―403号　市営住宅１号棟
債務者　赤沼　美雪
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日和　優人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第１３１号
神奈川県綾瀬市吉岡1968番地10、申立時の住所北海道旭川市緑が丘１条１丁目１番地　神楽岡ニュータウン市住2415号
債務者　田村　裕介（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富川　泰志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月18日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３１号
北海道旭川市神楽３条９丁目１番５号　ヴィクトワールⅡ　201号室
債務者　村上　真吾
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　直久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月18日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９４号
岐阜県羽島市江吉良町2267番地１　（ローズカレント103号室）
債務者　田中　雅則
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　和則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月12日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２７４号
宮崎市池内町陀羅迫912番地１　市営住宅152棟12号
債務者　猪野かずみ
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯治　克治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３１４号
茨城県鉾田市徳宿933番地１、住民票上の住所茨城県鉾田市大和田971番地
債務者　山口　弘美
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月11日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３１６号
茨城県鉾田市鹿田858番地１
債務者　高田　優子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月11日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２０４号
茨城県坂東市辺田608番地10　サンライフ飯塚Ｃ―101
債務者　小林　　誠
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第８７号
北海道苫小牧市東開町４丁目21番13号
債務者　石澤アイ子
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１１５号
青森県八戸市大字糠塚字平中25番地１　シティハイムグロワール105号室
債務者　伊藤　　恋（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１１９号
青森県八戸市桜ケ丘２丁目20番19号　パンプキンハウスⅠ１―１、前住所青森県八戸市南郷区大字市野沢字山陣屋22番地91
債務者　尾田川淳子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第３３２号
仙台市宮城野区小鶴３丁目１番６―107号
債務者　佐藤　正義
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５７８号
仙台市太白区東郡山２丁目10番10号　菅原ハイツ３―311、従前の住所仙台市太白区坪沼字南100番地
債務者　菅原みゆき
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６４７号
仙台市泉区泉中央１丁目34番地の２　泉中央ハイツ301
債務者　岡山　俊子
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係